

有限会社の定款を そのままにしていませんか？

📁 (1) 旧有限会社法に基づく定款

会社法施行と同時に有限会社法が廃止され(整備法第1条第3号)有限会社制度は、株式会社制度に統合されています。また、旧有限会社法で設立運用されてきた有限会社は、整備法の経過規定に基づいて会社法上の株式会社として存続しており(整備法第2条第1項)、旧有限会社法時代の用語を用いた定款については、それに対応するみなし規定が置かれています(整備法第2条第2項)。なお、定款変更の要否については、チェックポイント2(2)と同様の取扱いとなります。

📁 (2) 閲覧等の請求をした者に対し 開示しなければならない事項

整備法では、会社法施行後に特例有限会社がその株主及び債権者による定款の閲覧、謄写請求(会社法第31条第2項各号)に応じる場合には、当該請求をした者に対し、定款に記載又は記録がないものであっても、整備法の規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならぬとされています(整備法第6条)。実務的には、日常業務として取締役の決定により、又は、株主の理解を得るような他の変更事項と一緒に定款変更決議を経るか、あるいは報告事項として報告する等して、整備法のみなし規定に沿って書面としての定款全体を修正したものを備え置か、定款全体を修正しない場合は、整備法のみなし規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を別紙として用意し、現行定款とともに備え置か等が考えられます。別紙としては、次のような文書が想定されます。

別紙

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という)の規定により定款に定めがある又はないものとみなされる事項

整備法により定款に記載がないものであっても定款に定めがあるものとみなされる事項、定款に記載があっても定めがないものとみなされる事項は、下記のとおりです。

- 記
1. 当会社の定款に記載又は記録がないものとみなされている事項
 - (1) 資本の総額(整備法第5条第1項)
 - (2) 出資1口の金額(整備法第5条第1項)
 - (3) 社員の氏名・住所(整備法第5条第1項)
 - (4) 各社員の出資口数(整備法第5条第1項)
 2. 当会社の定款に記載又は記録があるものとみなされている事項

全部の株式の内容として当該株式を譲渡により取得することについて会社の承認を要する旨(株式譲渡制限規定)及び株主が当該株式を譲渡により取得する場合においては会社が会社法第136条又は第137条1項の承認をしたものとみなす旨の定め(整備法第9第1項)
- 以上

※他にも整備法第5条第2項・第3項、第4項、第10条、第24条によりみなされている事項があれば、その内容を示す必要があります。